

沖ハイタク協発第023号
令和5年5月18日

会員各位

(一社) 沖縄県ハイヤー・タクシー協会
会長 東江 一成
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の5類位置付けに伴う留意事項等について（通知）

新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日から「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の5類感染症に位置付けられたところであります。

これに伴い、全国ハイヤー・タクシー連合会においては、国土交通省自動車局からの別添の周知依頼と合わせて、全タク連が策定した「タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を5月8日に廃止する旨、各県タクシー協会に通知しております。

これを受けて、沖縄県ハイヤー・タクシー協会においては、5月11日（木）に三役会を開催して対応方針を検討したところであります。

つきましては、今後の対応方針については下記のとおりとしますので、ご留意の上、ご協力方よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 当協会が作成した「ハイヤー・タクシー事業における新型コロナウイルス感染防止マニュアル」（令和2年3月24日）については、県内における新型コロナウイルス感染症の感染者がゴールデンウィーク前に全国1の増加率に達していた状況を踏まえ、当面の間は廃止しないものとします。
- 2 会員事業者においては、自社のタクシー乗務員やその他の従業員の感染状況等を勘案の上、マニュアルの適用の要否については自社判断をされますようお願い致します。
- 3 タクシー乗務員については、感染防止の観点から、原則としてマスク着用の継続を今後も推奨するものとします。
しかしながら、会員事業者において、マスク着用をタクシー乗務員の自己判断とする等の取り決めを行った際には、会員事業者の判断を優先するものとします。

以上